事例２　株式会社イズミ

１　会社概要

株式会社イズミ（以下「会社」）は、広島県に本社を置き、中国・四国、九州地方を中心に約 100 店舗を設けて、「ゆめタウン」（大型ショッピングセンター）、「ゆめマート」（小商圏スーパー）、「ゆめモール」（ライフスタイルセンター）の３つを基幹事業として、衣料品、住居関連品、食料品等の販売及びインポート事業を行っており、従業員数は、約 17,000 人、営業収益は約 6,500 億円（単体 2016 年度）である。

２　労働災害の発生状況

労働災害の発生状況（休業４日以上）を見ると、2016 年は 50 件であり、転倒災害が 21 件と最も多くなっている（図表２－１－１、図表２－１－２参照）。

また、転倒災害について、年齢別に発生状況を見ると、50 歳代が約 62％と過半数を超え、50 歳以上では約 81％となっている。

さらに、転倒災害は、「床通路」での「移動・運搬」時のものが多くなっており、その主な要因としては、①足元の不注意、②通路の整理・整頓の不徹底、③床の防滑対策不足などが上げられ、「移動・運搬」時の「床通路」の安全性の確保が課題となっている。

３　労働災害防止対策の取組方針

2017 年度においては、「治癒までが長期となる転倒事故防止」を重点対策として、「労災事故件数 10% 以上削減、転倒事故を 15 件以内とする」ことを目標に取り組んでいる（図表２－１－１、図表２－１－２参照）。

具体的には、① 2017 年４月の幹部会議（本社が召集して開催する全店長等が参加する会議）において、転倒災害を重点とする労働災害防止の目標達成についての指示、②安全・安心の確保のためのルールを作成して、「カイゼンニュース」に盛り込んで全店舗に配布することにより、周知徹底を図る、③毎月の労働災害の発生状況とその再発防止に向けてのポイントを盛り込んだ「労災ニュース」を作成して、全店舗に配布して掲示することにより、労働災害防止に向けての注意喚起を行う、などの取組みを行っている。

2016年労災事故の問題分析について

1．過去１年間の労働災害（休業災害）の発生状況について

休業４日以上（死傷病報告書の提出）の件数は、５０件（通勤災害除く）

１）事故状況別発生件数（2016年1月～12月）

状況	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
転倒	4	1	2	3	0	3	2	0	1	1	2	2	21
崩壊・倒壊	0	1	1	0	2	1	2	0	0	1	0	0	8
墜落・転落	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	2	0	7
動作の反動・無理な動作	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	4
飛来・落下	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
切れ・こすれ	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
高温・低温物との接触	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
激突され	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
月計	4	6	5	4	3	5	7	1	1	6	4	4	50

事故発生状況としては「転倒」が全体の４２％を占める

２）転倒事故の内訳

①年代別構成比

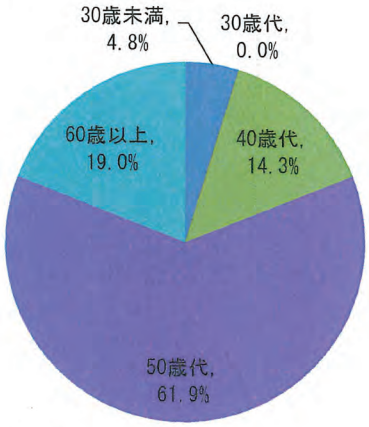

②発生要因

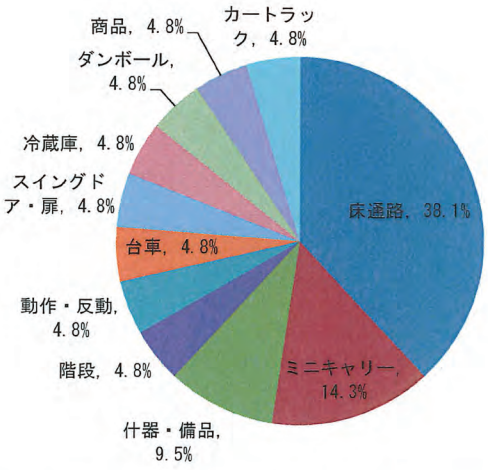

③発生要因と事故時の動作

	移動・運搬	荷受・格納	作業準備	清掃・片付	調理・製造	接客	品出し	その他作業	計
床通路	4	0	1	0	0	1	1	1	8
ミニキャリー	3	0	0	0	0	0	0	0	3
什器・備品	0	0	0	0	0	0	0	2	2
階段	1	0	0	0	0	0	0	0	1
動作・反動	0	0	0	0	1	0	0	0	1
台車	0	1	0	0	0	0	0	0	1
スイングドア・扉	0	0	0	0	0	0	0	1	1
冷蔵庫	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ダンボール	0	1	0	0	0	0	0	0	1
商品	1	0	0	0	0	0	0	0	1
カートラック	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	9	2	2	1	1	1	1	4	21

転倒事故は５０歳以上が８割、移動時の通路の安全確保に課題

図表２－１－１　2016 年の労働災害発生状況と 2017 年度の労働災害防止対策の取組方針

④移動運搬時の転倒事故の詳細

	事故の詳細	考えられる主要要因
1	物を運んでいる途中にミニキャリーが足下にあることに気付かずつまずいて転倒した。	①足元の不注意 ②通路の整理整頓
2	台車を売り場からバックルームへ押して入った時に空のパンキャリーが床に置かれていた為足に引っかかり転びそうになった。	
3	バックルームへ移動中に通路にあった卵用のキャリーに足をとられて転倒した。	
4	作動していないエスカレーターを下りていた時に滑って転びそうになり右手を床についた。	①足元の不注意 ②床の防滑対策不足
5	作業終了後に作業場から出ようとした時に床が滑りやすくなっていた為足を滑らせ転倒した。	
6	コンベクション隣シンク付近の床が滑りやすくなっていた為足が滑り転倒した。	
7	青果作業場へ向かっている際、雨降りの為通路が水で濡れており、足を滑らせ転倒した。	
8	荷物を取りに行くため精肉ＢＲを通った際床に落ちていた鶏肉の皮を踏み転倒した。	
9	床に油がこぼれており目印にダンボールが置いてあるにも関わらず状況を知らず踏み滑って転倒した。	

２．今後の対策

重点対策としては治癒までが長期となる転倒事故防止に取り組む

目標：労災事故件数１０%以上削減、転倒事故を１５件以内とする

対策	期日
対策１：目標の周知 ①４月度幹部会にて店舗責任者へ方針の周知・徹底 ②各事業所で状況確認、安全衛生委員会にて協議・報告	4月
対策２：マニュアルの再整備、注意喚起 ①現状の作業マニュアルを再徹底（カイゼンニュース等） ②掲示等の工夫により注意意識を喚起する（労災ニュース等）	4月～
対策３：本社と連携し発生した転倒事故の原因追究 作業カイゼン担当部署を課から部にし取組みの強化を図る	4月～
対策４：リスクアセスメントの再整備 ①対策３を実施した結果としてリスクの再見積もりを行う ②リスクアセスメントの改廃及び周知	～8月

図表２－１－２　2016 年の労働災害発生状況と 2017 年度の労働災害防止対策の取組方針

４　カイゼン活動

（１）概要

会社においては、2011 年度からトヨタ式カイゼン活動を実施しており、業務の無駄を洗い出したり、仕事中の事故を防ぐ工夫をすることなどにより、より効率的に、より安全に仕事ができるように、業務の見直しを継続的に行っている。

このカイゼン活動は、①４Ｓ活動などの「安全・安心を確保するための取組み」、②店舗において必要となる作業の日時・時間帯に勤務可能な従業員を割り当てる「人員シフトの作成」、③品揃えを時間帯によって変えていくことにより半額値引き等の見切り品を少なくすること等による「原価低減」、④異常値の見える化等による「在庫削減」、等を主な内容とするものであり、この中で、４Ｓ活動などの「安全・安心を確保するための取組み」は、カイゼン活動の取組みのベースとなる最も基本的なものとして位置付けられている。

また、このカイゼン活動は、本社に設置されているカイゼン推進部が、2012 年から、全店舗を指導して実施しており、人事部においては、カイゼン活動の取組みのうち、安全・安心を確保するための取組みについて、カイゼン推進部と連携しながら、全店舗への周知徹底を行っている。

（２）４Ｓチェック

カイゼン活動の取組みを行うに当たって、最も基本となるのが４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）であることから、まず、これを徹底して、各店舗において、４Ｓが整えられた状態を整備した上で、その他の取組みを上乗せして行っている。

このため、各店舗においては、４Ｓが整えられた状態を継続的に維持していくために、本社（カイゼン推進部）主導で、各店舗の４Ｓの状態をチェックして、不具合があれば改善指導を行って是正させている。

具体的には、本社（カイゼン推進部）において、「４Ｓチェック表」を作成しており、「整頓」の「保管スペースを守れている」かどうかについて、「バックヤードの各置場区画の白５㎝幅ライン外に、物が置かれていない」かどうかを具体的に確認するなど 19 のチェック項目を盛り込んでいる。

また、「４Ｓチェック表」の「具体的な確認項目」について、どのような場合に「○」、どのような場合に「×」になるのかを写真を付して説明した「４Ｓ基準写真」も併せて作成して全店舗に配布している（図表２－２－１、図表２－２－２参照）。

これらに従って、本社（カイゼン推進部）が、全店舗を回って、１年間を４期に分けた３ヶ月サイクルで、全店舗の４Ｓの状態をチェックしている。具体的には、最初の１ヶ月目は、本社（カイゼン推進部）が４Ｓの取組状況のチェックを行った上で、「×」の部分については、各店舗に是正させ、改善後の写真を付して、本社（カイゼン推進部）に報告させるようにしている。また、２ヶ月目、３ヶ月目については、各店舗においてセルフチェックを行って、自主的に是正を行わせることにより、４Ｓが整えられた状態を継続的に維持することができるようにしている。

図表２－２－１ 「４Ｓ基準写真」

4S 基準写真　No,2 （11～19）

カイゼン推進部 16.09.05

11）食品は廃棄箱、非食品は不良品回収箱があり、表示が取り付けられて

不良品回収箱・廃棄箱設置なし　後方への不良品回収箱・廃棄箱設置、表示

16）棚板・棚受け・バー・バー受けは、単品ごとに区分け保管されている

混在している　区分け保管（吊り下げ・棚置き）

12）後方で、入荷から2週間を超えた商品を保管していない

入荷2週間超えても後方滞留　計画的に売場に出す

17）売場・後方で、床の水濡れ・ゴミの放置がない

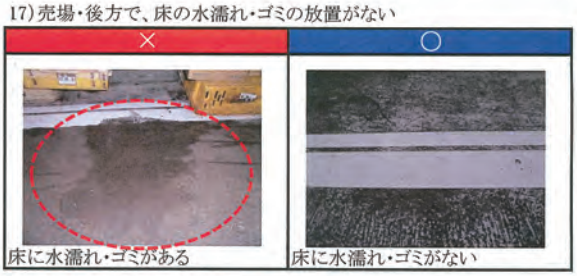

床に水濡れ・ゴミがある　床に水濡れ・ゴミがない

13）レジ・SC保管の買物袋・包装紙は単品区分けされ、表示が付いている

表示がついていない　区分け保管、表示が付いている

18）5cm・10cm各ラインが、剥がれた状態になっていない

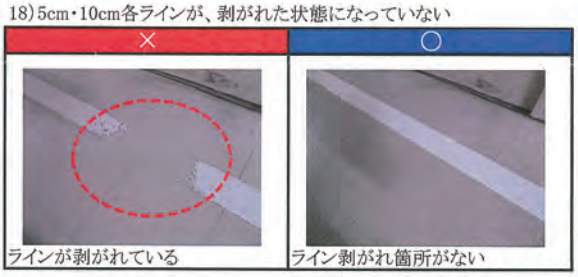

ラインが剥がれている　ライン剥がれ箇所がない

14）後方の共用用度品・什器・販促物は、課別保管していない

各課後方に分散保管している　場所を決め、集中保管している

19）大中小分類表示が、剥がれた状態になっていない

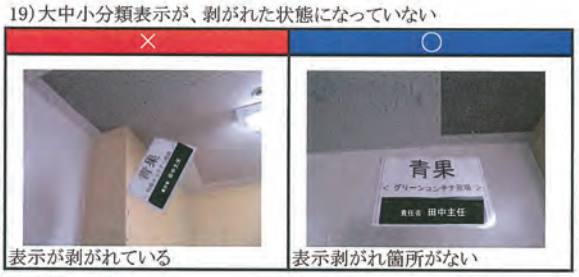

表示が剥がれている　表示剥がれ箇所がない

15）後方の用度品は単品区分けされ、小分類で最大保管数が表示されている

小分類表示が付いていない　小分類表示に最大保管数がある

図表２－２－２　「４Ｓ基準写真」

（３）安全・安心の確保のためのルールづくり

会社においては、危険な作業は非効率で無駄な作業であるとの考え方の下で、カイゼン活動の一環として、顧客・従業員の安全・安心の確保のためのルールづくりを進めており、新たに設けたルールや既存ルールのうちで再徹底する必要があるものについては、本社（カイゼン推進部）が作成する「カイゼンニュース」に盛り込んで、全店舗に配布することにより、周知徹底を図っている。

各店舗においては、本社（カイゼン推進部）から配布された「カイゼンニュース」は、各部門の責任者が、責任を持って従業員に周知することとされており、店舗の掲示板に掲示して、各部門の担当者が見た時には、チェック欄に印鑑を押して確認することとしている。

以下においては、「カイゼンニュース」等に掲載された安全・安心の確保のためのルールのうち、主なものを紹介する。

①　転倒防止

バックヤードの床通路は、2016 年は８件と転倒災害が最も多く発生する場所となっており、「油こぼれ」や「水漏れ」によって床通路が滑りやすくなっていたことによるものが多い状況にある。

このうち、バックヤードの床通路の油汚れについては、惣菜部門において、揚げ物を作る際に、床にこぼれた油が、惣菜部門の従業員の作業靴に付着して、この従業員が、バックヤードの床通路を通って、店内を歩き回ることによって、油汚れが店舗全体に広がってしまうことが原因になっていたことから、以下のようなルールを定めている。

ア　惣菜部門の油こぼれ防止ルール

惣菜部門において、揚げ物を作る際の油こぼれの原因としては、①フライヤーへの油の入れ過ぎにより油がこぼれること、②食材のフライヤーへの投入量が多く、油がはねてこぼれること、③商品を揚げ終わった後、移動させる時にこぼれること、などが上げられた。

このため、①フライヤーに入れる油の量を決める（底から６㎝、上から７㎝）、②材料のフライヤーへの投入量を抑え、低い位置から投入することを徹底する、③揚げ終わった商品の移動は、ザルでの移動をやめてパッドでの移動に変更する、などの油こぼれ防止のためのルールを定めている（図表２－３参照）。

図表２－３　惣菜部門の油こぼれ防止ルール

イ　惣菜部門後方の油汚れ拡散防止ルール

惣菜部門で油こぼれがあっても、これが店舗全体に広がっていかないようにするために、次のような惣菜部門の油汚れの拡散防止ルールを定めている（図表２－４参照）。

（ア）惣菜作業場から、バックヤード通路に出る際には、マットで靴底を３回拭き取ることにより、惣菜作業場から、店内の他の場所に、油汚れを持ち出さないようにしている。

（イ）惣菜部門後方のマット付近については、週１回、ケルヒャー（高圧洗浄機）を使用して、マットから１ｍの範囲を目安に洗浄することにより、油汚れを放置しないようにしている。

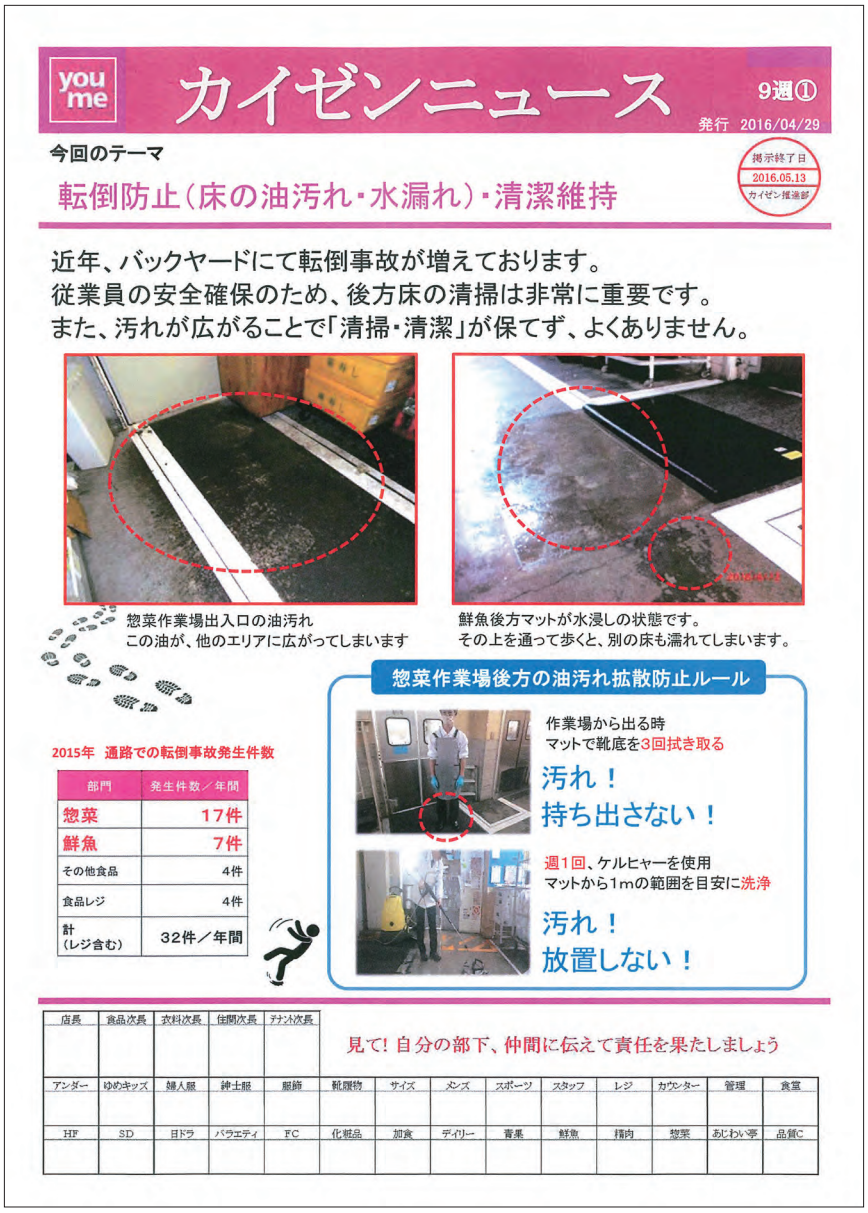

図表２－４　惣菜部門後方の油汚れ拡散防止ルール
（カイゼンニュース 2016 年４月 29 日号）

② 高所での商品保管の禁止ルール

2016年４月の熊本地震は、深夜の時間帯の地震であったため、顧客・従業員への被害はなかったが、これが日中の地震であれば、顧客・従業員への被害にもつながる可能性もあった。また、店舗における高所での商品保管は、商品の高所からの落下による負傷の危険、脚立使用に伴う墜落・転落の危険の可能性もある。

このため、売場におけるアップ棚（陳列棚の最上段に棚を設置して商品を一時保管すること）は禁止するとともに、バックヤードにおける商品や備品の保管可能な高さを床面から２ｍまでとする高さ制限のルールを設けて、高さ２ｍのラインを赤リボンで表示するルールを定めている（図表２－５参照）。

図表２－５　高所での商品保管の禁止ルール
（カイゼンニュース）

③　スイングドアの通行ルール

従業員が、売場とバックヤードとの間のスイングドア（左右開き扉）を出入りする際に、従業員同士ぶつかるケースが見られ、また、スイングドアの反対側に子供などの顧客がいる場合には、スイングドアにぶつかって、事故につながる可能性もある。

このため、スイングドアは左側一方通行にするルールを設けて、誰が見ても分かるように一方通行の表示を設けるとともに、スイングドアは、売場側には開かないようにすることをルールとして定めている（図表２－６参照）。

図表２－６　スイングドアの通行ルール
（カイゼンニュース 2015 年 9 月 17 日号）

④　両手腰高作業ルール

売場の商品棚に飲料を補充する作業について、「片手しゃがみ姿勢」で行う場合と「両手腰高姿勢」で行う場合とを比較すると、後者は、腰高で作業をすることにより、腰に負担がかからないだけでなく、両手での作業が可能となることから、１秒当たり２個の補充を行うことができ、前者の１秒当たり１個に比べて、補充スピードも上がることが分かっている。

このため、マテハンを使用するなどにより腰高で作業できる環境を整えるとともに、両手で作業をする習慣をつけるように指示をしている（図表２－７参照）。

図表２－７　両手腰高作業ルール

（カイゼンニュース 2015 年 10 月８日号）

⑤　カゴ車の運搬ルール

カゴ車をまとめて運搬中にバランスを崩して倒れた事故が発生し、倒れたカゴ車の周囲にいた従業員や顧客の怪我にもつながる可能性があったことを踏まえて、男性は３台まで、女性は２台までとするなどのカゴ車を運搬する際のルールを設けて、周知徹底を図っている（図表２－８参照）。

図表２－８　カゴ車の運搬ルール

（カイゼンニュース 2016 年 9 月 16 日号）

５　労災ニュース

会社においては、本社で全店舗分の労災保険の適用手続きを行っており、全店舗で発生した労働災害についての労災保険の給付請求を行うに当たっての事業主証明は本社で行っていることから、各店舗の労働災害の情報はすべて本社に集まる仕組みにしている。

この本社に集まる労働災害の情報を活用して、全店舗における毎月の労働災害の発生状況について、「労災ニュース」として取りまとめて、全店舗に配布しており、各店舗においては、安全衛生委員会で対策の協議・検討を行うとともに、掲示板に掲示して注意喚起を行うことにより、従業員の危険感受性が高まるようにしている（図表２－９参照）。

この「労災ニュース」においては、会社全体の労働災害発生件数の推移、各部門の労働災害発生件数、主要な労働災害の事例などを掲載するほか、主要な労働災害のうち今後の再発防止対策が必要なものについては、「今月の労災対処法」として再発防止に向けてのポイントを紹介して、注意喚起を行っている（図表２－10参照）。

労災ニュース〈2017年1月号〉

＜今月の労災対処法＞　WARNING!

◎荷受け作業中、両手が塞がっており、白ラインの上で滑り、左足強打
→周辺の状況を良く確認し、無理な運搬を避け事故の事前防止に努めましょう。

◎スライサーや包丁での切傷
→刃物を使用する際には必ず規定の手袋を装着しましょう！！
※改善されていません！

労災件数の推移

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
2015年度	19	22	17	27	24	26	27	25	33	34	32	28	314
2016年度	24	31	27	41	41	37	24	23	35	37	33		353
前年比	126%	141%	159%	152%	171%	142%	89%	92%	106%	109%	103%	0%	145%

2017.1月実績

	食品	非食	レジ・スタッフ	通災	合計		食品	非食	レジ・スタッフ	通災	合計
第1週	5	1	0	1	7	第4週	3	1	2	3	9
第2週	6	3	1	0	10	第5週	0	0	0	0	0
第3週	2	1	0	4	7	合計	16	6	3	8	33

〈労災詳細〉　気になる事例をピックアップ

	部門	場所	型	怪我	件数	詳細
第1週	惣菜	作業場	切れ・こすれ	切傷	4	スライサー清掃中、手袋着用していたがスライサーの刃で切った
	その他食品	BR通路	衝突	打撲	2	スウィングドアを他の従業員が入ろうとするのが見えたのでそこを避けた際、壁に衝突
第2週	精肉	作業場	切れ・こすれ	切傷	2	スライサー清掃中、手袋を着用していなかった為スライサーの刃で切った
	衣料品	BR	挟まれ・巻き込まれ	捻挫	1	荷受け作業中、両手が塞がっており、白ラインの上で滑り、左足強打
第3週	惣菜	作業場	高温物との接触	火傷	1	蒸し器の蓋を開けた際右腕に湯気が当たり火傷
	鮮魚	作業場	転倒	打撲	1	早朝路面が凍結していた。通勤途中、緩やかな坂で場行きのタイヤが滑りそのまま左側に転倒
第4週	レジ	レジ横	切れ・こすれ	切傷	1	台を拭いていた際、備え付けの金具の尖ったところに右手小指が刺さった
	衣料品	売り場	転倒	打撲	1	商品を両手に抱えて運んでいる際、従業員の足にひっかかり転倒

※報告遅延などにより、各週の件数が変動する場合があります。

安全衛生委員会で労災事故防止対策の協議・検討をお願いします。
協議した内容は従業員に周知・徹底しましょう！

図表２－９　労災ニュース（2017年１月号）

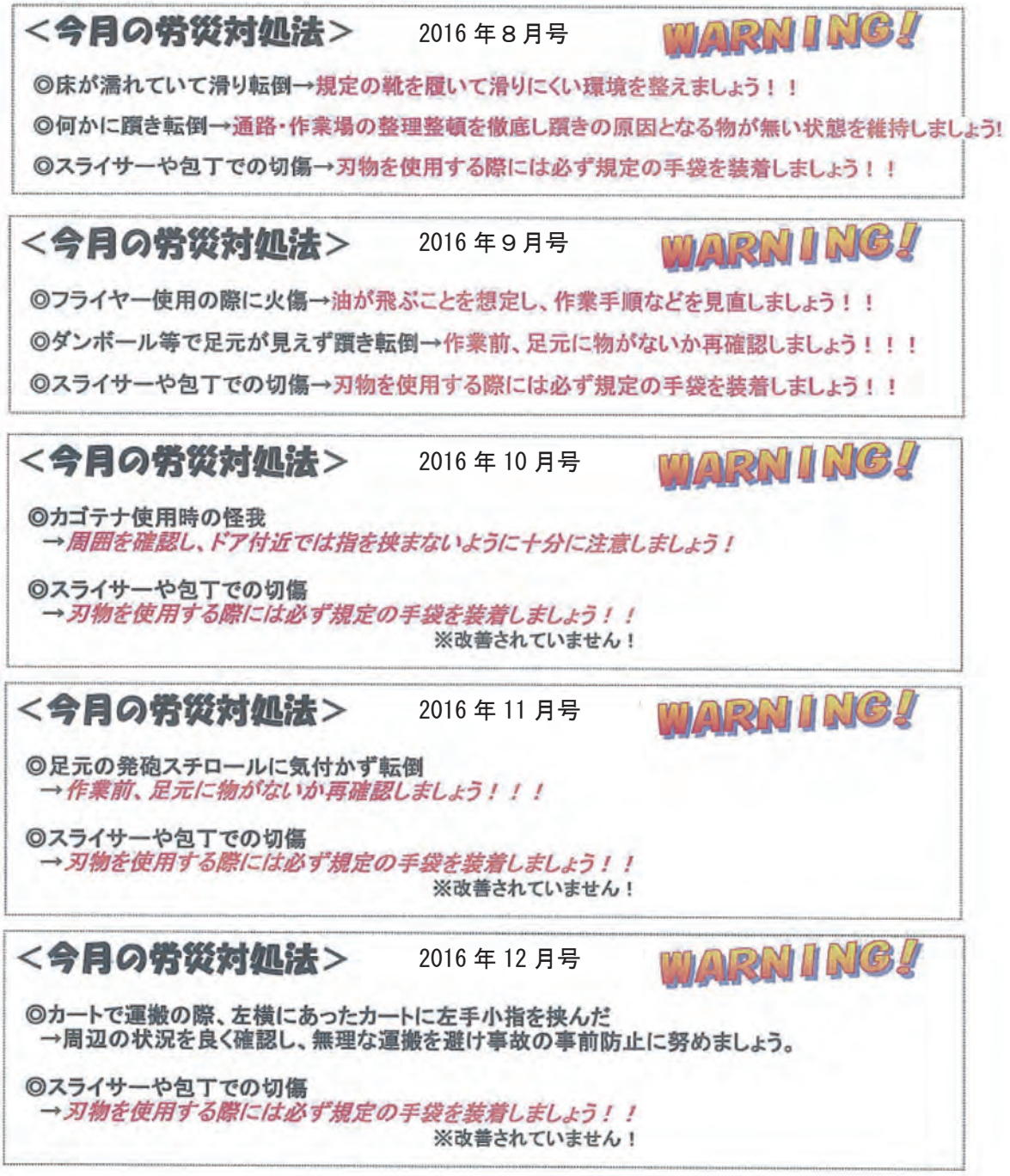

図表２－10 「労災ニュース」（2016年８～12月号）における「今月の労災対処法」（抜粋）

６　今後の課題

近年の従業員を取り巻く労働環境の変化について見てみると、①労働力市場が厳しくなっていることや出店からの期間が長くなっている店舗が見られることなどに伴って、従業員の高齢化が進んでいること、②従業員の高齢化に伴って、些細な転倒事故でも、重症化につながっているケースも見られること、③店舗の人員配置に余裕がなくなってきており、バタバタとしている中で、労働災害につながっているケースも見られること、などの大きな労働環境の変化が見られる状況にある。

このような中で、会社においては、労働災害全体の中で、50 歳以上が約 81%を占めていることから、些細な転倒による労働災害についても、単に本人の不注意によるものということで済ますことなく、従業員の危険感受性を高めて、再発防止に向けての取組みをどのように徹底していくのかが、現在、課題となっているとのことである。